【申告書の書き方】

申告書の各項目に記入してください。

○ 給与・公的年金等の収入があった方

··· 申告書表面 勿手、⑥⑦、⑩~②

○ 事業や不動産による収入があった方

··· 申告書表面 ⑦①⑦、①②③、⑩~②

申告書裏面 (1)(2)(3)

○ 令和元年(平成31年)中に収入がなかった方 … 申告書表面 ⑯~② 、申告書裏面 (9)

申告書 表面

記 入 例

1	現住所 1月1日現在		2 市 高	新屋敷 雄一丁				<u> </u>		JC	号確認 □ □ 担当
田辺市長	の 住 所	щх	タナベ	J AE - J タロウ	-			(12ケタ)		本/	確認
提出年月日	氏 名		田辺	太郎		11	21314	1 5 6 7	819101	do 45.3	任 状 「援S 税務S オンラ
年 2 3	日 ▲ 生年月日	大(略)		2 電話番号	26-99	$ \!$	業種	・職業	農業		
	4	半・宣		▲ 番号	* F	■ √ 固人番号	」欄には、	は勤務先 個人番号(行)	政手続にお	ける特定の個人	を識別するための番
3 所得かり ①	ら差し引かれる金 損害の原因	観に関する 損害年		損害を受けた資産		用等に	事	第2条第5項目	規定する個	日人番号をいう。)を記載してください。
- A1	担定人妨	IT IN A 2, 15 and 4	- 18-1- 4 V 45 T	1-110 £ 4+ 4 1 1 10 m 00 m	maker to as 10 days		·	農業	1	1 (800,000
維損控除	損害金額	保険金などで補	項される金額 E	芸術大額のうち美書関連	文出の金額 円	1	業	· 動産	ウ		600,000
11)	支払った医			どで補塡される	5金額	収			ェ)00,000
医療費控除 12	180,00 社会保険の			50,000 払った保険料		^	利				
	国民健康		2	50,000	円	入	Ēi.		オ	4 /	250 000
社会保険料 控 除	介 護 後期高齢者[保 険 医療保険				金	彩		力		550,000
	国民年		1	96,080		ж.	雑 —	的年金等		1,2	200,000
10	合 新生命保険	計		46,080 生命保険料の計	L	額	級	その他	ク		
14)	新生命保険 48,000			王命保険料の記 24,000	円	*	総 合 譲	短 期	ケ		
生命保険料 陸 除	新個人年金保	険料の計		人年金保険料の 20,000)計 _円	- T	渡	長 期	コ		
IT BAK	介護医療保険		1	40,000				- 時	サ		
TP LIL ME	36,000 地震保険*		ID E.I	朝損害保険料の	Z-⊒T		事	営業等	1		
15 地震 保険料控除	22,00		111723	16,000	円円	2	業	農業	2	7	757,000
16~(17) 寡婦(寡夫)、	16 □ 寡婦(寡)			助労学生控除		所	不	動産	3		560,000
勤労学生控除	□離婚 □	生死不明 計	(学校名)			ופו	利] 子	4		
18 nastræktena	氏名 田辺	花子	障害の		接	得	Ĕ	当 当	(5)		
障害者控除 19~20	氏名	14	障害の		度	金	紿	5 与	6		988,800
記偶者控除·	_名 田辺	1 🔻	詳年 大 昭 計日 平・令 配 偶 者 の	$34 \cdot 3$ $310,000$	· 3	***		雑	7	Į	500,000
配偶者特別控除・同一	個人 2.4.6.8	0 1 3 5 7	合計所得金額 7 9 2 4			額	総合	譲渡•一時	ř (8)		
生計配偶者		大	-昭平令	□ 同一生計配 対象配偶者			슴	計	9	2,8	805,800
1 名	田辺 一良	月日	13 5 5	☑ 別居 柄	子		雑 技	員 控 [余 10		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
~ —	番号 9 9 9 8		7 6 6 6		33 万円	4	医療	費控	余 (1)		30,000
2 名	田辺 タキ		(昭)平·令 【1 4 4		母	- T	社会保	R 険料控	余 ①		146,080
井 一	番号 6 5 4 3		$\frac{3}{14}, \frac{5}{16}$		15	所		英共済等掛金控		<u> </u>	10,000
養氏			・昭・平・令	1470 100		得か	生命仍	R 険料控	余 (14)		70,000
控 3 名	(番号 , , , ,	月日		別居 柄		7.		R 険料控			21,000
除	(117)	生年 大	·昭·平·令			差		寡夫)控队	_		=1,000
4 名		月日		□別居柄		し ⊦		三、障害者控[530,000
個人	(番号			控除額		4		者 控 [30.000
氏 1	田辺 花子	王十 -).≑ .6.6.6	☑ 同居 統	子	れ		1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
〜 [6] ¹ 個	番号 5 4 3 2	71 11		別居柄		ં	扶着		余 21)	-	780,000
空不	. 0 4 9 2	生年		□同居統		45	基础		余 ②		330.000
対の 2 名		月 日		□別居柄			本 1		23		537 . 080
外養	番号	To the state of th	成・会和								,
〜親 族 3 ^氏		生年月日	74A, TD 4TH	□ 同居 統□ 別居 柄		お	いて65	歳未満のプ			02年4月1日に の市民税・県 5
- 1 -	(番号	1 1 1 1	1 1 1	r		税	の納税	方法			

※ 申告書 表面の 2 所得金額、4 所得から差し引かれる金額 は、この用紙の裏面に記載しております 収入金額等及び所得金額・所得から差し引かれる金額に関する事項を参照の上、記入してください。

【 寄附金税額控除 】 ※申告書 裏面(8)に記入してください。

あなたが令和元年(平成31年)中に都道府県、市町村、特別区、和歌山県共同募金会、日本赤十字社和歌山県支部又は和歌山県及び田辺市が条例で指定する法人・団体等に対して支出した寄附金の合計額が2千円を超える場合には、寄附金控除を受けることができます。

※寄附先が発行する領収書等を添付又は提示してください。

寄附金控除額

* 基本控除額

[対象となる寄附金の合計額(総所得金額等×30%を限度とします。)-2千円]×10%

地方公共団体(ふるさと納税)への寄附金控除額 -

上記の基本控除額と次の特例控除額を足し合わせた額です。

* 特例控除額 (個人住民税所得割の額の2割を限度とします。)

[寄附金の合計額(総所得金額等×30%を限度とします。)-2千円]×(90%-所得税の税率×1.021)

~ 寄附金税額控除に係る申告特例制度(ワンストップ特例)を申請された方へ~

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出されている方で、確定申告や住民税の申告をされる方は、すべての寄附金について申告が必要です。寄附先が発行する受領証を添付してください。申告書に記載がない場合は、寄附金控除が適用されませんのでご注意ください。

【令和元年(平成31年)中はまったく所得がなかった方や、令和2年1月1日現在は市外に居住していた方】

※申告書 裏面(9)に記入してください。

あなたが平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に、全期間を通じて所得がなかった場合(遺族年金・障害年金のみで生活していた場合も含む。)は、記入例を参考にして該当する欄に、具体的に記入してください。

※遺族年金・障害年金を受けている方は、該当する箇所にををつけて、受給金額を記入してください。

(9) 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの

間に収入がなかった方などの記入欄

1.下記の者から扶養、援助(仕送り等)を受けていた。
住所 田辺市新屋敷町1番地
氏名 田辺 太郎 続柄 父

2.失業中であった。
明在 月 日 まで
雇用保険(失業保険)受給 (有・無)

3.学生であった。(令和2年1月1日現在で記入)
学校名 ○大学
(※ 令和3年3月卒業予定)

4.病気療養中であった。

H31 年 4月20日 から R1年10月15日 まで

自宅・病院で療養

 5.(☑ 遺族年金 ・ □ 障害年金・ □ その他(恩給等))で 生活をしていた。

支払者 日本年金機構

年間受給額

ださい。

1,500,000

6.令和2年1月1日現在は田辺市以外に居住していた。 住所

7.その他の理由で収入のなかった方は、具体的に記入してく

平成31年3月大学卒業後、資格取得のため 勉強中であり、収入がありませんでした。

<令和2年度から実施される市民税・県民税の主な変更内容について>

○ ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税の対象となる寄附金は、一定の基準に基づき総務大臣が指定した地方公共団体に対するものに限定されました。

これに伴い、指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。

○ 住宅ローン控除の適用期限の延長

令和元年10月から令和2年12月までの間に、住宅を取得し居住の用に供した場合における所得税の住宅ローン控除の控除期間が10年から13年に延長されました。

延長された控除期間においては、所得税から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、市民税・県民税から控除されます。

収入金額等及び所得金額(申告書の裏面の明細も記入してください。)

〇 **収入金額** …… 前年中に収入することの確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費商品を含む。)を記入してください。

○ **必 要 経 費** …… 収入を得るために直接必要な売上原価や販売費、管理費その他の費用です。 事業に係る地代家賃や減価償却費などをいい、日常家事に要した経費は含まれません。

〇 事業専従者 …… あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、あなたの事業 1年を通じて6ヶ月を超える期間専ら従事した方がいる場合には、配偶者が 86万円、その他の親族等が50万円を必要経費とみなします。

(専従者控除前所得が少ない場合はこの金額にはなりません。)

〇 **所 得 金 額** …… 収入金額から、必要経費を差し引いた金額(給与所得金額は給与収入金額から 給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から 公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額。)を記入してください。

① 営業等	販売業、飲食店業などから生じる所得や自由職業(医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工等)などから生じる 所得。(農業以外の事業から生じる所得。)						
② 農業	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業などから生じる所得。						
③ 不動産	土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生じる所得。						
④ 利子	預貯金及び公社債の利子、公社債投資信託などの収益の分配に係る所得。 次の所得については、申告する必要はありません。 (1)所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得。 (2)所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得。						
⑤ 配当	法人から受ける利益の配当や剰余金の分配、投資信託の収益の分配などに係る所得。						
	勤務先から受ける給料や賞与など。 ⇒給与の収入金額(カ)に必ず記入してください。 給与所得金額の速算表 ・・・ 給与等の収入金額に応じて、次により計算します。						
	給与等の収入 金額の合計額 給与所得	骨の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得の金額		
	н н ∼ 650,999	0円	1,628,000 ~ 1,799,999 収		給与等の 収入金額	「A×2.4」で求めた金額	
⑥ 給 与	651,000 ~ 1,618,999		1,800,000 ~ 3,599,		の合計額 ÷4=A (千円未満の	「A×2.8-180,000円」で 求めた金額	
		9,000円	3,600,000 ~ 6,599,		端数切捨て)	「A×3.2-540,000円」で 求めた金額	
	1,620,000 ~ 1,621,999 97	0,000円	6,600,000 ~ 9,999,	999 Г43	又入金額×90%-	-1,200,000円」で求めた金額	
	1,622,000 ~ 1,623,999 97	2,000円					
	1,624,000 ~ 1,627,999 97	4,000円	10,000,000 ~ FI		収入金額-2,200,000円」で求めた金額		
	●維所得の金額の計算(次の算3 ①公的年金等の収入金額一公的 公的年金等(恩給・国民年金 る所得。⇒公的年金等の収入 公的年金等に係る維所得金額の	内年金等 :•厚生年 (金額(≟	神控除額 F金・公務員の共済年金 F)に必ず記入してくださ	٠٤١.			
	年金を受け取る方の年齢	公	的年金等の収入金額の)合計額	質 公的年金	等に係る雑所得の金額	
			330万日	円未満	収入金額	-120万円	
⑦ 雑	65歳以上の方		30万円以上 410万円				
少権	(昭和30年1月1日以前生まれ)		110万円以上 770万円未 770万円以上		満 収入金額×85%-78万5千円 収入金額×95%-155万5千円		
		/		130万円未満 収入金額			
	65歳未満の方		30万円以上 410万円				
	(昭和30年1月2日以後生まれ)		110万円以上 770万円未満		•		
		7	70万円以上		収入金額	×95%-155万5千円	
	②公的年金等以外の維所得に係る総収入金額一必要経費 作家以外の方が受ける原稿料や印税、個人年金、互助年金など。						
® 総合課税 の譲渡	自動車、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生じる所得。 長期譲渡に該当するもの・・・保有期間が5年を超えて譲渡した場合 短期譲渡に該当するもの・・・保有期間が5年以内で譲渡した場合 「特別控除額」は、通常の場合は最高50万円ですが、収用があった場合などには特例を受けることができます。						
一時	懸賞や福引きの賞金品、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や満期返戻金等のような一時的に生じる所得。 「特別控除額」は、通常の場合は最高50万円です。						

市民税・県民税 税額速算表

	所得割	均等割額			
市	民税	県民	民税	市民税	県民税
課税標準	税率	課税標準	税率		
一律	6%	一律	4%	3,500円	2,000円

- ◎県民税均等割額のうち500円は「紀の国 森づくり税」です。
- ◎後日地方税法等の改正によって控除額が変更された場合は、それによって計算いたします。

◎市民税・県民税と所得税では、所得控除額が異なるため、所得税を納めなくてよい方でも、 市民税・県民税を納めていただかなければならない場合があります。

所得から差し引かれる金額に関する事項 前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(前年の総所得金額等が38万円以下の者) が、災害又は盗難若しくは横領によって住宅や家財(生活に通常必要でない資産等を除く。)などに損害を 受けた場合には、雑損控除を受けることができます。 ※災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を添付又は提示してください。 ① 雑損控除 ※雑播物除額は、次の(1)又は(2)のいずれか多い方の金額です。 (1)損害金額-保険金などで補填される金額-総所得金額等×10% (2)災害関連支出の金額-5万円 【医春春控除】 前年中にあなたが、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常 必要と認められるもの及び介護保険サービス等の対価で認められるものの合計額が一定額を超える場合 には、医療費控除を受けることができます。 「保険金などで補塡される金額」には、病院などに支払った医療費のうち後日、生命保険会社などから支 給された金額を記入してください。 ※医療費控除額の計算 <控除限度額 200万円> 支払った医療費ー保険金などで補塡される金額=(A) 総所得金額等×5%=(B) 医療養控除額=(A)-(C) (B)と10万円のいずれか少ない方の金額=(C) 【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】 前年中にあなたが、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行 ① 医療費控除 い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(医師によ って処方される医療用医薬品から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費)を支 払った場合には、セルフメディケーション税制の適用を受けることができます。なお、この控除を受ける方 は、通常の医療費控除を受けることができません。 ション税制」の適用を受ける方は、一定の取組を行ったことを明らかにする書類(領収書 又は結果通知表等)を添付又は提示してください ※セルフメディケーション税制の控除額の計算 <控除限度額8万8千円> 支払った金額-保険金などで補塡される金額=(A) 医療費控除額=(A)-12,000円 ※「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付し、医療費の領収書は自宅で 5年間保存してください。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する 「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。 令和2年度(令和元年(平成31年)分)までの申告については、領収書などを添付することもできます。 前年中にあなたが、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料(国民 健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、雇用保険、国民年金、厚生年金など)を支払った場合には、そ ① 社会保険料控除 の支払った金額の全額について社会保険料控除を受けることができます。ただし、配偶者その他の親族が 受け取る年金から引落しされている介護保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。 ※国民年金保険料等の証明書等を添付又は提示してください。 前年中にあなたが、小規模企業共済掛金(旧第二種共済掛金を除く。)、確定拠出年金法に規定する年金 ① 小規模企業共済 等掛金控除 加入者掛金、市町村が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合には、その掛金の全額に ついて小規模企業共済等掛金控除を受けることができます。 ※支払った掛金額の証明書を添付又は提示してください。 前年中にあなたが、あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする一般生命保険料、個人年金保 険料、介護医療保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます 23年12月31日以前締結分)に分けて、記入してください。 ※支払額などの証明書(生命保険会社等が発行する証明書)を添付又は提示してください。 ※生命保険料控除額の計算 <控除限度額 7万円> -般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料に分けて、下表により控除額を計算してください。

14 生命保険料控除

一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料に分けて、下表により控除額を計算してください。 それぞれの控除額を合計した金額が生命保険料控除額となりますが、全体の控除限度額は7万円です。 なお、一般生命保険料又は個人年金保険料にそれぞれ新制度と旧制度の双方がある場合には、それぞれ の計算区分によって計算した控除額の合計額(控除限度額28,000円)と、旧制度の計算区分によって計算し た控除額のいずれか有利な方を選択してください。

契約	保険料等の区分	支払保険料等の金額	控除額
新制	一般生命保険料 個人年金保険料	12,000円以下	支払保険料等の全額
		12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円
度	介護医療保険料	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円
_		56,000円超	28,000円
	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円以下	支払保険料等の全額
旧制		15,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円
度		40,000円超 70,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円
		70,000円超	35,000円

前年中にあなたが、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住居用家屋や生活 用動産にかかる損害保険契約等について、地震等損害部分の保険料を支払った場合には、地震保険料控 除を受けることができます。ただし、経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等 (保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)に係る保険料(旧長期損害保険料)については、従前の長 期損害保険料控除を適用することができます。

※支払額などの証明書(損害保険会社等が発行する証明書)を添付又は提示してください。

※地震保険料控除額の計算 <控除限度額 2万5千円>

15 地震保険料控除

地震保険料と旧長期損害保険料に分けて、下表により控除額を計算してください。それぞれの控除額を合計した金額が地震保険料控除額となりますが、全体の控除限度額は2万5千円です。

保険料区分	支払保険料等の金額	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払保険料等 × 1/2
地辰休陕村	50,000円超	25,000円
	5,000円以下	支払保険料等の全額
旧長期損害保険料	5,000円超 15,000円以下	支払保険料等 × 1/2 +2,500円
	15,000円超	10,000円

あなたが次のいずれかに該当する場合には、26万円(前年の合計所得金額が500万円以下で、扶養親族で ある子がいる方は30万円)の寡婦控除を受けることができます。 (1)前年の12月31日現在、夫と死別又は離婚した後婚姻をしていない方や夫の生死が明らかでない方で、 16 寡婦控除 扶養親族や前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいる方。 (2)前年の12月31日現在、夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が明らかでない方で、前年の合 計所得金額が500万円以下の方。 前年の12月31日現在、あなたが次の(1)~(3)のすべてに該当する場合には、26万円の寡夫控除を受けるこ とができます。 寡夫控除 (1)妻と死別又は離婚した後婚姻をしていない方、あるいは妻の生死が明らかでない方。 (2)前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいる方。 (3)前年の合計所得金額が500万円以下の方。 前年の12月31日現在、あなたが特定の学校の学生、生徒、児童に該当し、前年中に勤労による給与所得等 ① 勤労学生控除 があり、前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合には、 26万円の勤労学生控除を受けることができます。 前年の12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当する場合に は、1人につき26万円(特別障害者に該当する場合は30万円)の障害者控除を受けることができます。また、 同居特別障害者に該当する場合には、1人につき53万円の障害者控除を受けることができます。 ※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く。)のうち、前年の合 計所得金額が38万円以下の方。 ※「同居特別障害者」とは、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を 18 障害者控除 一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 戦傷病者手帳 特別隨害者 1級 • 2級 特別項症から第3項症 1級 Α その他障害者 3級~6級 В 2級 · 3級 第4項症以下 ※上記以外でも障害者控除を受けられる場合があります 前年の12月31日(年の中途で死亡した場合には死亡した日)現在、あなたと生計を一にする配偶者(青色事 業専従者等を除く。)のうち、配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下(給与収入のみの場合は103万 円以下)の場合には、配偶者控除を受けることができます。 ※ あなたの前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除を受けることはできませんが、 「同一生計配偶者」として扶養親族等の人数には含まれます。 19配偶者控除 あなたの合計所得金額 900万円超 950万円超 900万円以下 950万円以下 1,000万円以下 控除対象配偶者 33万円 22万円 11万円 老人控除対象配偶者(70歳以上) 38万円 26万円 13万円 前年の12月31日(年の中途で死亡した場合には死亡した日)現在、あなたと生計を一にする配偶者(青色事 業専従者等を除く。)のうち、配偶者の前年の合計所得金額が38万円超123万円以下の場合には、配偶者 の所得金額に応じて、配偶者特別控除を受けることができます。ただし、**あなたの前年の合計所得金額が** 1,000万円を超える場合、配偶者特別控除を受けることはできません。 あなたの合計所得金額 配偶者の合計所得金額 900万円超 950万円超 900万円以下 950万円以下 1.000万円以下 22万円 38 万円超 90 万円以下 33万円 11万円 20 配偶者特別控除 90 万円超 95 万円以下 31万円 21万円 11万円 95 万円超 100 万円以下 26万円 18万円 9万円 100 万円超 105 万円以下 21万円 14万円 7万円 110 万円以下 105 万円超 16万円 11万円 6万円 110 万円超 115 万円以下 11万円 8万円 4万円 115 万円超 120 万円以下 6万円 4万円 2万円 120 万円超 123 万円以下 3万円 2万円 1万円 123 万円超 適用なし 前年の12月31日(年の中途で死亡した場合には死亡した日)現在、あなたと生計を一にする配偶者以外の 親族(他の方の扶養親族とされている方や青色事業専従者等を除く。)のうち、扶養親族の前年の合計所得 金額が38万円以下の場合には、扶養控除を受けることができます。 ※ 16歳未満の扶養親族については、扶養控除を受けることができませんが、市民税・県民税の非課税限度 額の算定等において扶養親族等の人数には含まれます。 ※「同居老親等」とは、老人扶養親族のうちあなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常 としている方。 ② 扶養控除 ※ 扶養控除額 一般扶養親族 (平成13年1月2日~平成16年1月1日生まれ) ・・・・・・・ 33万円 33万円 特定扶養親族 (平成9年1月2日~平成13年1月1日生まれ) ・・・・・・・・・ 45万円 38万円 45万円

② 基礎控除

33万円